平成２１年（フ）第９２５号
大阪府和泉市今福町２丁目９番10―201号
債務者　古賀　奉文
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９２６号
大阪府岸和田市東大路町279番地の１、前住所大阪府和泉市室堂町474番地
債務者　奥野　文代
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９２７号
大阪府貝塚市橋本684番地２棟603号
債務者　木戸　浩二
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷398番地１　コーポラスハチグチ202号
債務者　田崎　　優
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
長崎県長崎市愛宕３丁目17番３号　アメニティ愛宕503号
債務者　稲益由貴子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８８号
長崎県長崎市城栄町28番７号
債務者　尾上　慎一
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
長崎県長崎市風頭町４番６号、旧住所長崎県長崎市白木町10番29号　コーポ白木102号
債務者　島　　真也
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
長崎県長崎市愛宕２丁目17番３号
債務者　赤﨑　景子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
宮崎県延岡市萩町58番地
債務者　河野　逸子（旧姓長嶺）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１７７号
神奈川県川崎市宮前区有馬６丁目６番10号3110サギヌマ503、申立時の住所千葉県東金市日吉台３丁目34番地４
債務者　田中　茂孝
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３１号
神戸市長田区六番町４丁目１番地の11市住36―704号、前住所神戸市長田区五番町７丁目２番地の６
債務者　佐藤　信雄
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５４号
神戸市中央区日暮通２丁目２番４号第５六甲センタービル501号
債務者　松永　康子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５８号
神戸市北区南五葉１丁目１番１―1009号
債務者　胎中　　明
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８１号
神戸市兵庫区駅南通３丁目４番25―1210号
債務者　市川　義和
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３００号
神戸市北区ひよどり台３丁目７番地市営ひよどり台住宅69―501号
債務者　足立　大樹
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１０号
神戸市垂水区馬場通２番15―302号、従前の住所神戸市垂水区青山台１丁目９番２号
債務者　松山　文子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１３号
神戸市垂水区青山台６丁目１番１―41号
債務者　竹本美江子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部